

令和 8 年度 宮崎市児童クラブ入会誓約書

宮 崎 市 長 殿

私は、児童クラブを入会するにあたり下記の事項を理解したうえで誓約いたします。

記

- 1 宮崎市児童クラブ事業の趣旨を尊重し、児童クラブの関係規定（『宮崎市児童クラブ利用案内』等）を遵守します。
- 2 児童の徒歩下校を希望する場合は、日没までに帰り着くよう、児童クラブを出ることに異議はありません。
- 3 学校が集団下校となるなど児童クラブが閉所となった場合は、下校させることに異議はありません。
- 4 2・3に伴う児童クラブへの行き帰りの事故防止及びお留守番については、責任をもって指導します。
- 5 以下に該当する場合、入会を解除されても異議はありません。
 - ①児童クラブ利用者負担金を納入期限までに納入しなかった場合
 - ②就労・就学等期限が切れた後、10日以内に更新分の証明書の提出がない場合
 - ③無断で長期欠席があった場合
 - ④児童クラブの規則などを守らない場合
 - ⑤支援員の指示に従わない場合
 - ⑥児童クラブの目的に該当しなくなった場合

令和 年 月 日

児童クラブ名 (児童クラブ)

保 護 者 氏 名	
児 童 名	

※ 令和 8 年度で、既に入会決定している曜日等があり、一度入会誓約書を提出している場合は追加で入会誓約書を提出いただく必要はありません。